

社会保障・税番号(マイナンバー)制度への対応について

1. 社会保障・税番号制度について

(1) 根拠法令

法律名：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等

公布日：平成 25 年 5 月 31 日

施行日：平成 27 年 10 月 5 日(個人番号の付番・通知)

平成 28 年 1 月 1 日(個人番号の利用、個人番号カードの交付)

平成 29 年 1 月<予定>(国の機関間の情報連携)

※地方公共団体の情報連携は平成 29 年 7 月予定

(2) 社会保障・税番号制度の概要について(P2～7)

2. 県の取り組みについて

(1) 庁内の対応

① 庁内体制の整備

「社会保障・税番号制度庁内連絡会議」の設置(P8)

② 個人番号を用いた事務への移行準備

③ 既存業務システムの改修および基盤システムの整備

④ 特定個人情報保護評価の実施

⑤ 関連条例・規則の整備(個人情報保護条例の一部改正等)

⑥ 県民等への啓発・周知

(2) 市町との連携

- 県・市町間および市町相互間における番号制度対応に伴う情報共有、情報交換を行う場の設定

「社会保障・税番号制度に係る市町担当者会議」の開催(H26.2.12、H26.7.3、H26.11.27)

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

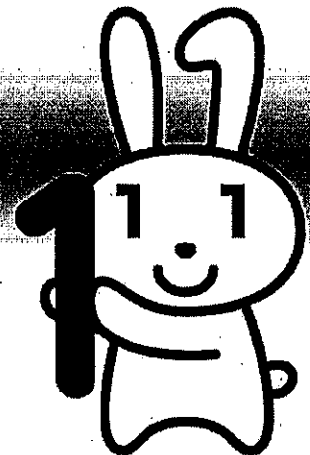
行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスの知らせを受け取ったりできます。

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に
マイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。

マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。

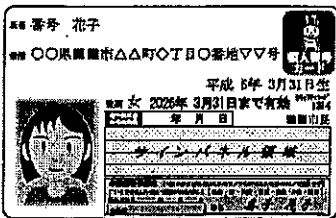
- ・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。



個人番号カードの様式、申請・交付 (案)

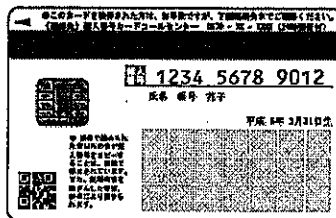
様式

表面(案)



- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏面(案)



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。


- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

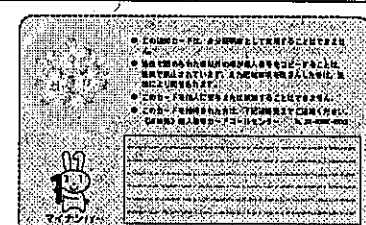
各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式 (案)

	
個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書 〇〇県〇〇市△△町◇◇区〇〇番地▽▽号 香子 花子 〇〇県〇〇市△△町◇◇区〇〇番地▽▽号 平成5年3月31日 女 氏名(漢字) 香子 花子 氏名(カタカナ) パンゴウ ハナコ 氏名(ローマ字) N 住所(漢字) 〇〇県〇〇市△△町◇◇区〇〇番地▽▽号 住所(カタカナ) パンゴウ ハナコ 住所(ローマ字) N 生年月日 平成5年3月31日 性別 女 電話番号 1234 5678 9012 電子証明書の発行希望 〇 利用希望の電子証明書の種類 〇 〇 署名用電子証明書 〇 利用者証明用電子証明書 〇 両方 〇 両方とも発行されません。	
申請書に記入されている情報は、平成24年4月1日現在のものです。 〇のQRコードを読み取りスマートフォン等から交付の申請ができます。	
1234 5678 9012 3456 7890 123 10000019 '01/01 3190110000019#	

(表)

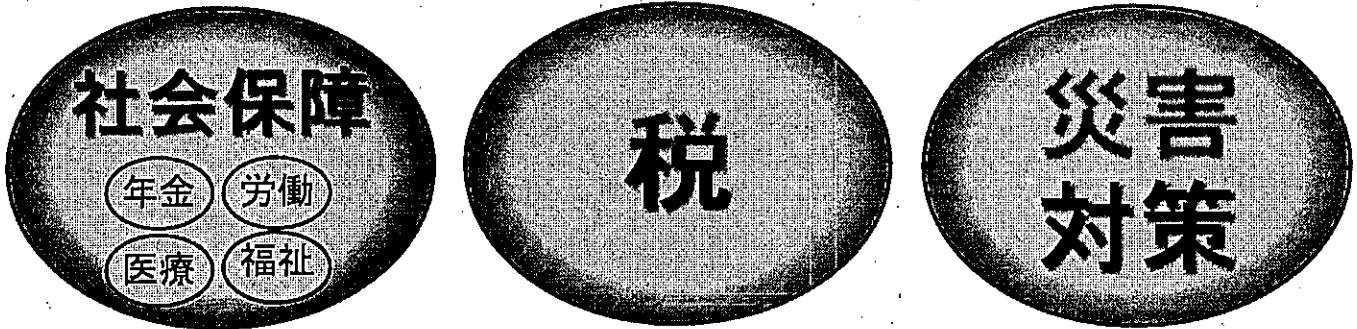
	
表面の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。 申請日 年 月 日 申請者氏名(自署) 印 ●以下の電子証明書の発行に際しては、必ず同封の「ご案内」をご覧ください。 発行を希望する電子証明書の種類 〇を黒く塗りつぶしてください。 〇 署名用電子証明書 〇 利用者証明用電子証明書 〇 両方 〇 両方とも発行されません。	
顔写真貼付欄 サイズ (縦4.5cm×横3.5cm) ●最近6ヶ月以内に撮影 ●無傷、正直、無背景のもの ●裏面に、氏名、生年月日を記入してください。	
●申請の際は、必ず同封の「ご案内」をご覧ください。 ●※切り取った本紙は、お問合せの際にお渡ししますので、通知カードと併せて大事に保管してください。	

(裏)

平成28年1月から、 社会保障、税、災害対策の行政手続で マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。



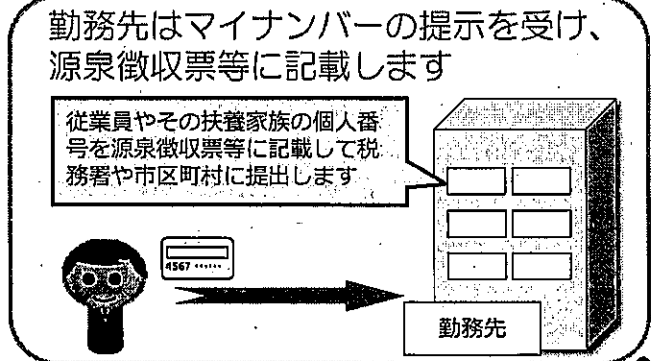
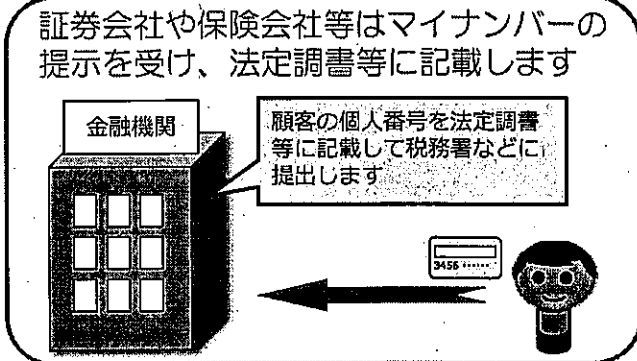
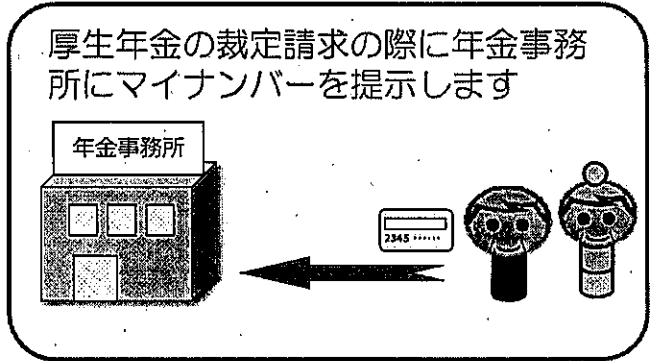
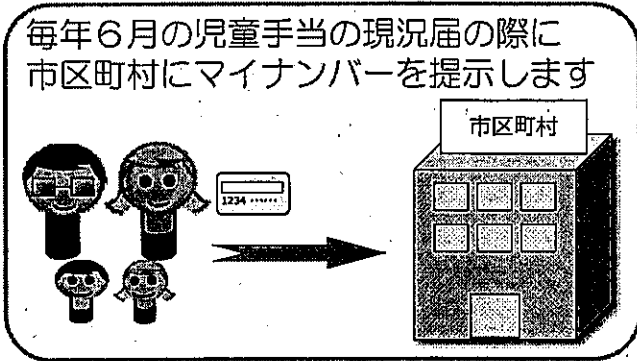
- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務 など

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務 など

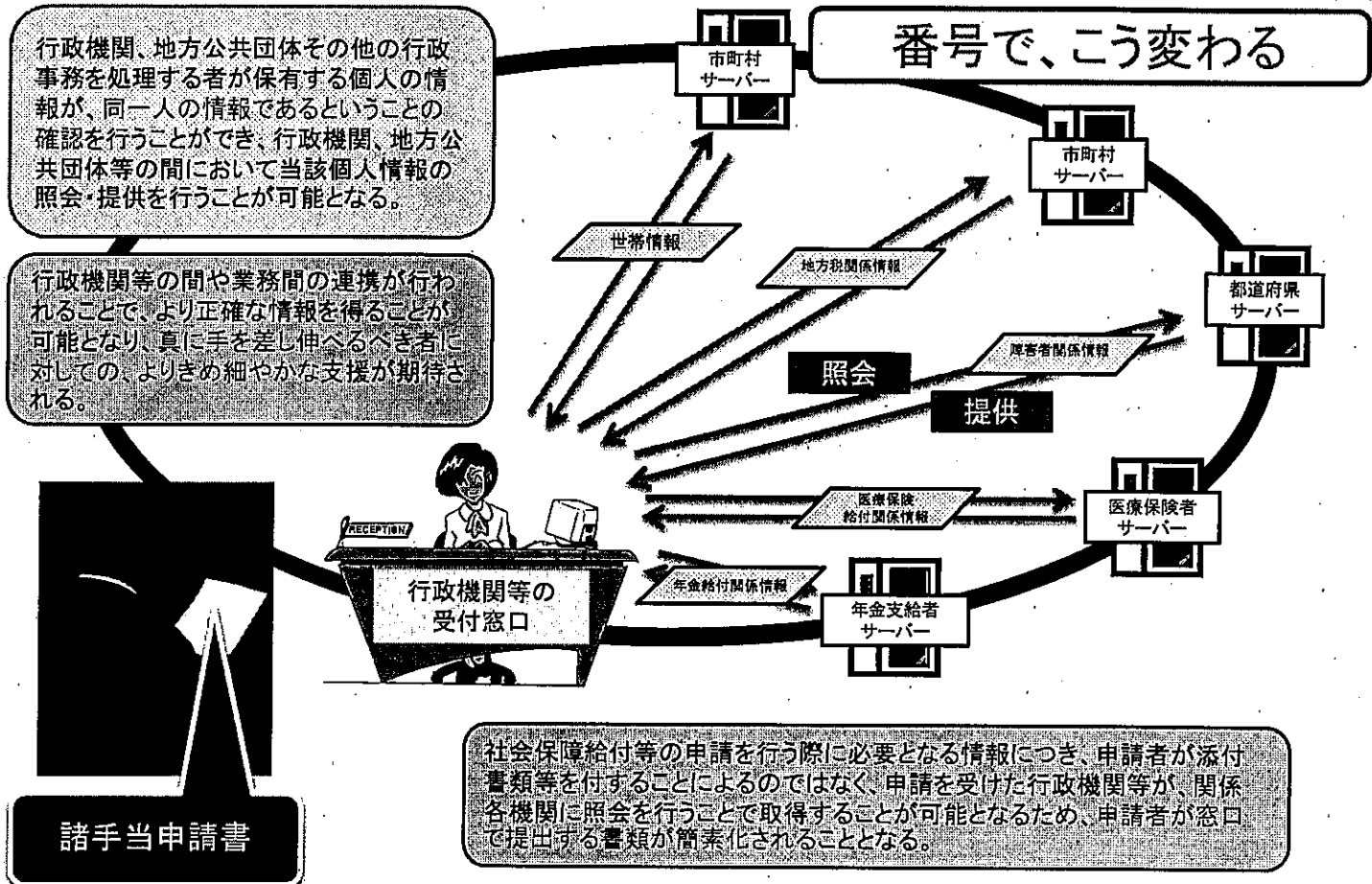
※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバーは様々な場面で利用します。



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

番号制度導入によるメリット～導入後～



個人情報に対する国民の懸念に対応します。



番号制度に対する国民の懸念

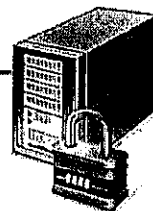
- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかと懸念。

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（番号法第16条）
- ② 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ③ 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ 情報提供等記録開示システムによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

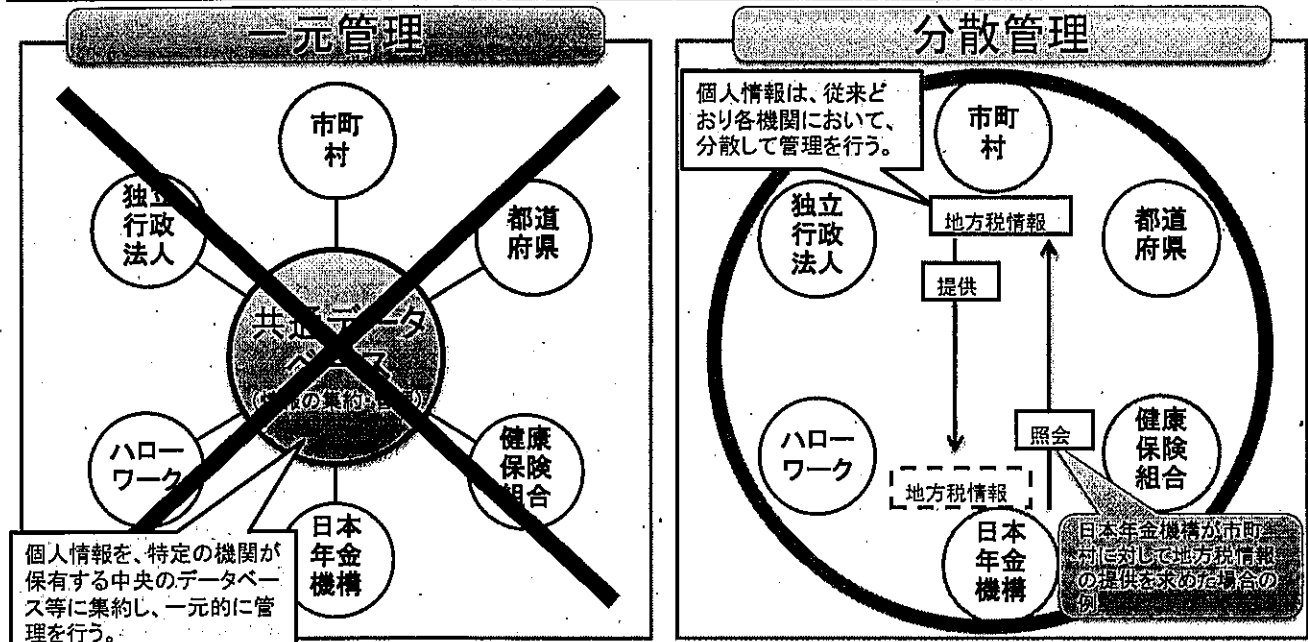
- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



個人情報は一元管理はせず、分散管理します。

✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。

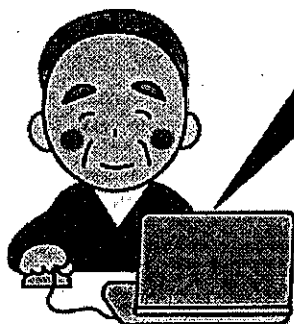
○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに関し、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。



情報提供等記録開示システム

- 政府は、法律施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システムを設置する。

(番号法附則第6条第5項)



情報提供等記録開示システム主要3業務 (イメージ)

情報提供等記録表示業務

自己情報表示業務

お知らせ情報表示業務

自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能 (附則第6条第5項)

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能 (附則第6条第6項第1号)

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能 (附則第6条第6項第2号)

マイナンバー制度導入のロードマップ(案)

2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(10月) (H28年)

2017年
(H29年)

平成二十五年四月二十日
平成二十五年五月十一日
平成二十五年五月三十一日
公布
立布日

別表第一、別表第二の事務、情報を定める主務省令の制定

政省令等の整備

法人番号の通知・公表

個人番号の通知

申告書・法定調書等への法人番号の記載

個人番号カードの交付

順次、個人番号の利用開始
【2016年1月から利用する手続のイメージ】
○社会保障分野
・年金に関する相談・照会
○税分野
・申告書、法定調書等への記載
○災害対策分野
・被災者台帳の作成

情報提供ネットワークシステム
マイナポータル[※]の運用開始

2017年1月より
国の機関間の連携から開始し、
2017年7月を目途に
地方公共団体間の連携についても開始

個人番号を用いた事務への移行準備、既存業務システムの改修・基盤システムの整備

関連条例・規則の整備

県民等への啓発・周知

「社会保障・税番号制度庁内連絡会議」の概要

目的

県の行政事務、その他行政サービスにおいて、社会保障・税番号制度の円滑な導入および有効活用の推進

所掌事務

- ・ 番号制度に係る情報共有
- ・ 番号制度の導入・運用に関する庁内の調整
- ・ 番号制度の有効活用の推進
- ・ 番号制度の県民等への啓発
- ・ その他必要と認められる事項の調整・協議

組織体系

番号制度庁内連絡会議

座長：総合政策部次長 副座長：IT統括監

構成員：防災危機管理局、県民情報室、情報政策課、
総務課、人事課、経営企画室、税政課、
市町振興課、健康福祉政策課、健康医療課、
障害福祉課、薬務感染症対策課、子ども・青少年局、
労働雇用政策課、住宅課、教育総務課、特別支援教育室、
スポーツ健康課 の副局長または課(室)長

※ 対象業務の追加等に応じて見直す

部会

- ・ 必要に応じて座長が設置
- ・ 「実務担当者部会」(H25設置)

会議開催経過

庁内連絡会議 (H25.11.25、H26.3.19、H26.5.26、H27.3.18、H27.5.29)

実務担当者部会 (H25.12.27、H26.2.12、H26.8.21、H26.12.19)